

徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書

徳島県（以下「甲」という。）と吉野川市長（以下「乙」という。）とは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムに係る市町村局（以下「市町村局」という。）の設置及び維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、甲が乙の施設に設置する市町村局に係る設置運用、維持管理及び経費の負担について必要な事項を定めたものとする。

（乙の施設の供用）

第2条 乙は、市町村局の設置に当たり、必要な庁舎施設及びその附属施設その他工作物並びに敷地を甲に無償で供用させるものとする。

（市町村局の設置）

第3条 市町村局には、地上系無線設備及び衛星通信設備一式（以下「無線設備」という。）を設置するものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運営等必要な事項を協議するため、徳島県総合情報通信ネットワークシステム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

（市町村局の維持管理）

第5条 市町村局の通常の維持管理は、乙が行い、無線設備の点検整備は、甲が行うものとする。

（経費等）

第6条 市町村局の維持管理等に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）乙が負担すべき無線設備の点検整備に要する経費は、無線設備の点検整備に要する経費のうち、甲が2分の1を負担し、その余りを乙を含む当該無線設備を有する市町村が均等に除した額とする。
- （2）電気代、予備電源用燃料代、ファクシミリ受信用紙、トナー代及び衛星インターネットサービス利用料は、乙の負担とする。
- （3）乙が負担すべき無線設備の故障復旧に要する経費及び変更工事に要する経費については、当該無線設備を有する市町村が均等に負担する。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた経費については、乙が負担する。
- （4）運営協議会の運営経費については、県、8市、15町、1村、10消防（徳島・鳴門・小松島を除く。）の機関が負担する。

(協定の効力)

第7条 この協定は、平成28年4月1日から効力を生じ、平成18年4月1日甲乙両者間で締結した「徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書」は、平成28年3月31日限りその効力を失う。

(協定外の事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門



乙 徳島県吉野川市鶴島町鶴島115番地1

吉野川市長 川真田哲哉

